



伊豆東部火山群・ 伊東市広域避難計画について

(第13回火山防災協議会等連絡・連携会議)

令和6年11月6日
伊東市 危機対策課
(伊豆東部火山群防災協議会事務局)

○伊東市について○

位置

静岡県の最東端

気候

年間平均 17.4℃

山梨県

埼玉県

東京都

神奈川県

伊東市

ITO CITY

静岡県

アクセス



東京都～ 150分



東京駅～ 90分

人口 ※R6.9.30現在

64,672人

伊東市の主要な産業



第3次産業（観光業）

観光客数：603万人（R5）

景勝地：大室山、城ヶ崎海岸等



大室山山頂からの景色



高台から手石海丘を見下ろす

このへん



按針祭 海の花火大会



伊東市の主な特産品



柑橘類、干物等



伊東市の主な体験型アクティビティ



ダイビング、ゴルフ等



目次

1. 伊豆東部火山群とは
2. 地震・火山活動の歴史
3. 火山噴火に対する備え
4. 広域避難計画の概要

伊豆東部火山群とは

伊豆東部火山群は、伊豆半島東部の陸域に位置する火山群（東伊豆単成火山群）及びその東方の海域に位置する海底火山群（東伊豆沖海底火山群）からなる単成火山群

【単成火山】

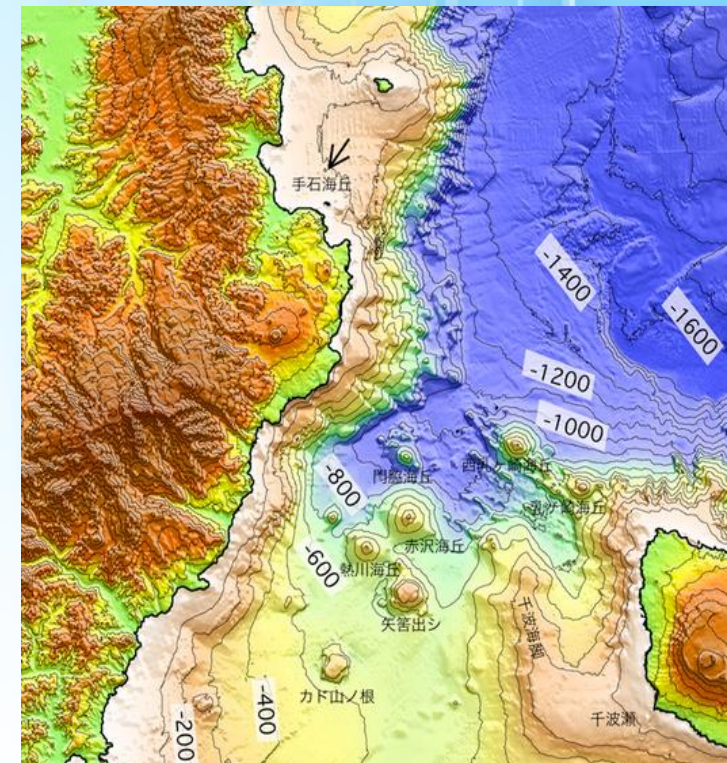
単成火山は、富士山のように同じ火口から何回も噴火して大きな山を作る火山とは異なり、一度噴火すると再び同じ場所から噴火をしないという変わった性質を持つ火山です。

国内にある活火山としての単成火山群は、

伊豆東部火山群（静岡県）

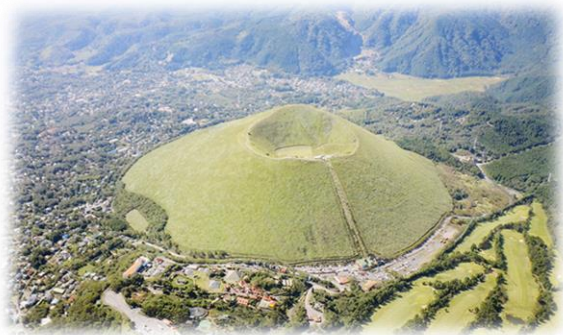
阿武火山群（山口県）

福江火山群（長崎県）しかありません。



過去15000年間の主な噴火活動

- 約15000年前に、小室山が噴火
- 約4000年前に、大室山が噴火
- 約3200年前に、この地域ではじめての流紋岩質マグマが
カワゴ平から噴出
- 約2700年前に、岩ノ山－伊雄山火山列で割れ目噴火
- 1989年（平成元年）7月13日に、伊東港北東の沖合
約3.5 k mで海底噴火



1816～17(文化13)年	1816 年末～1817 年初頭にかけて川奈付近で群発地震が発生。
1870(明治3)年	群発地震が2～3ヶ月継続（1868（明治元）年の可能性あり）。
1930(昭和5)年	2～5月。伊東市沖を震源域とする群発地震（有感地震は3,600回以上。伊東を中心とした海岸が最大約10cm隆起。（11月26日、伊豆半島北部を震源とする北伊豆地震(M7.3)が発生）
1978～1989 (昭和53～平成元)年	この期間に、計20回の群発地震活動。 最大震度5：網代、M6.7(1980.6.29)
▲1989(平成元)年	小規模：マグマ水蒸気噴火 6月30日から群発地震。7月13日伊東湾の手石海丘で海底噴火。 (漂着軽石・スコリア)手石海丘と命名。
1991～2009 (平成3～平成21)年	この期間に、計26回の群発地震活動。 最大震度5弱：伊東、M5.9(1997.3.4)
2011(平成23)年3月	東日本大震災（2011年3月11日）以降、大室山の北から 北西及び 東南東約15km付近で地震活動が活発化。 3月19日01時49分M4.4（震度3）。

地震・火山活動の歴史

◆1989年海底噴火の記録

6/30	06:00	群発地震開始(無感)
7/3	09:38	群発地震(有感)開始、急増
7/7	00:02	M5.3 震度5 発生
7/9	11:09	M5.5 震度6 発生
7/10	11:00	低周波地震 観測(5回/6時間) レベル4相当
7/11	08:38	低周波地震 観測(10回/6時間) レベル5相当 火山性微動 観測
7/12	10:00	低周波地震・火山性微動 静穏化
7/13	18:36	海底噴火発生 

総地震回数(6/30～9/6):24,989回

地震・火山活動の歴史

◆1989年海底噴火の映像①



地震・火山活動の歴史

◆1989年海底噴火の映像②



火山噴火に対する備え

年 月	動 き
平成 2 1 年 1 月	伊豆東部火山群の火山防災対策検討会設置 有識者、静岡県、伊東市、伊豆市、気象庁等
平成 2 3 年 3 月	噴火警戒レベルの運用開始
平成 2 3 年 1 0 月	火山防災対策検討会報告書発行
平成 2 4 年 3 月	伊豆東部火山群防災協議会設置（任意）
平成 2 7 年 3 月	「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」策定（徒歩避難）
平成 2 8 年 2 月	火山災害警戒地域に指定（伊東市・伊豆市）
平成 2 8 年 5 月	伊豆東部火山群防災協議会を法定協議会に位置付け
平成 3 0 年 1 0 月	噴火の影響の及ぶ範囲を 2 k m から 3 . 5 k m に拡大
令和元年 6 月	火山災害警戒地域に指定（熱海市）
令和 6 年 2 月	「伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画」策定

噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベル	キーワード	基準
レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫または発生
レベル4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される
レベル3	入山規制	伊豆東部火山群では噴火発生まで火口及び山体が存在しないため、噴火警戒レベルが上昇する過程で2, 3は発表されない（下がる時には発表されることがある）
レベル2	火口周辺規制	
レベル1	平常 (活火山であることに留意)	

広域避難計画の前提

◆主たる山体が存在しない

→噴火地点の事前予測が困難であり、
噴火警戒レベル上昇時に

レベル2（火口周辺規制）、**レベル3**（入山規制）

が発表されず、いきなり

レベル4（高齢者等避難）、**レベル5**（避難）が出る。

◆火口出現の予想範囲が広い

→市街地直下で噴火発生の可能性も

◆噴火発生までに（ほぼ）必ず予兆がある

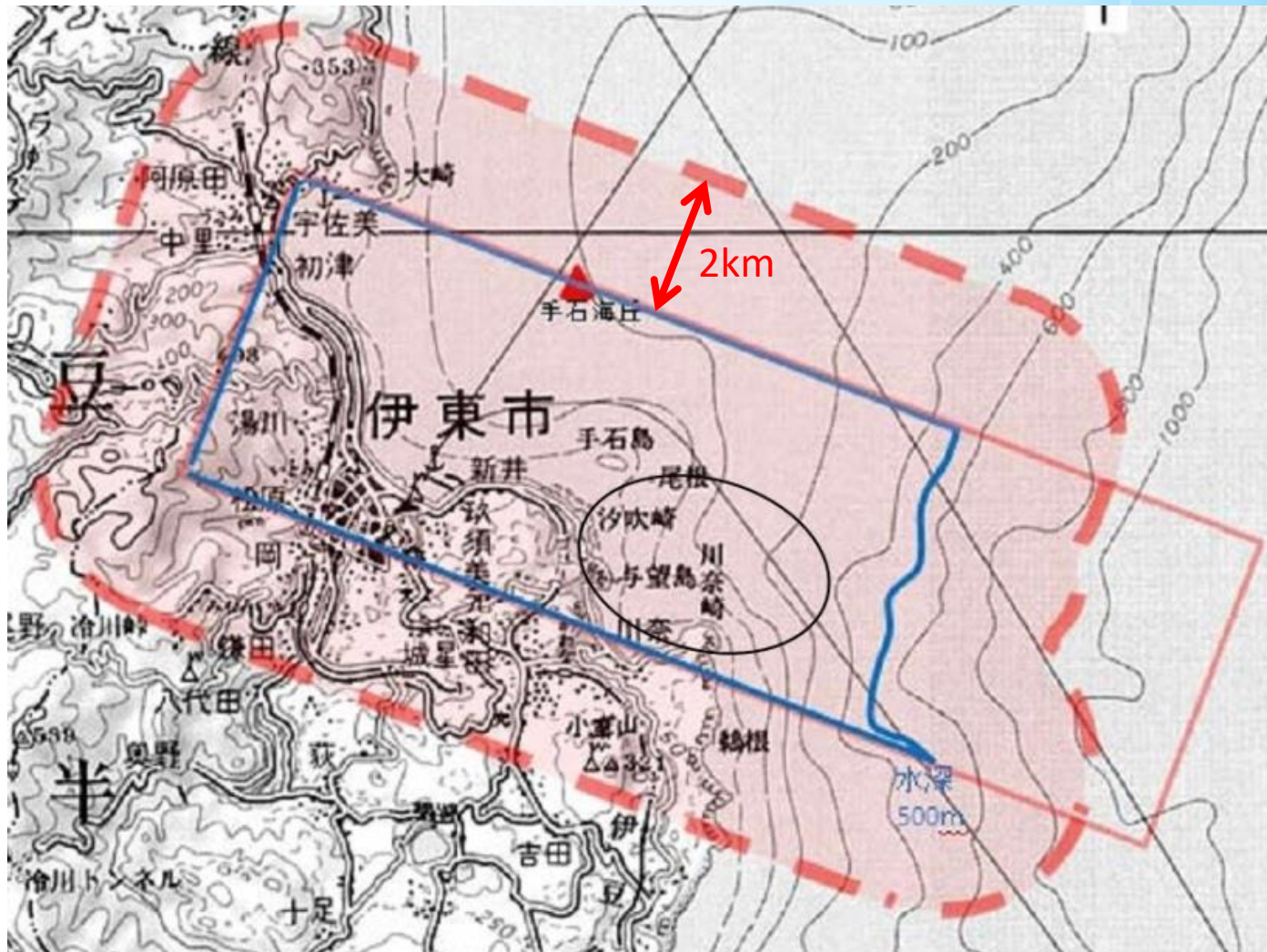
→群発地震、低周波地震、火山性微動



広域避難計画の概要

◆従来の噴火影響範囲

火口の出現が予測される範囲（青線）から半径2km（赤太点線）



【影響範囲内の行政区】

宇佐美(一部)、湯川、松原、
玖須美、新井、岡、鎌田、川奈

計9区

【避難者数概算】

約38,000人(H27当時)

【市内避難】

可能

ただし避難計画内において、
避難者数によっては東部地
域相互応援協定に基づき隣
接市町への受入を依頼する
旨を規定

【主な避難手段】

徒歩、バス

広域避難計画の概要

◆見直し後の噴火影響範囲

火口の出現が予測される範囲（青線）から
陸域3.5km／海域3.0km（赤太点線）



【影響範囲内の行政区】
宇佐美、湯川、松原、玖須美、
新井、岡、鎌田、川奈、吉田、
荻、富戸（一部）

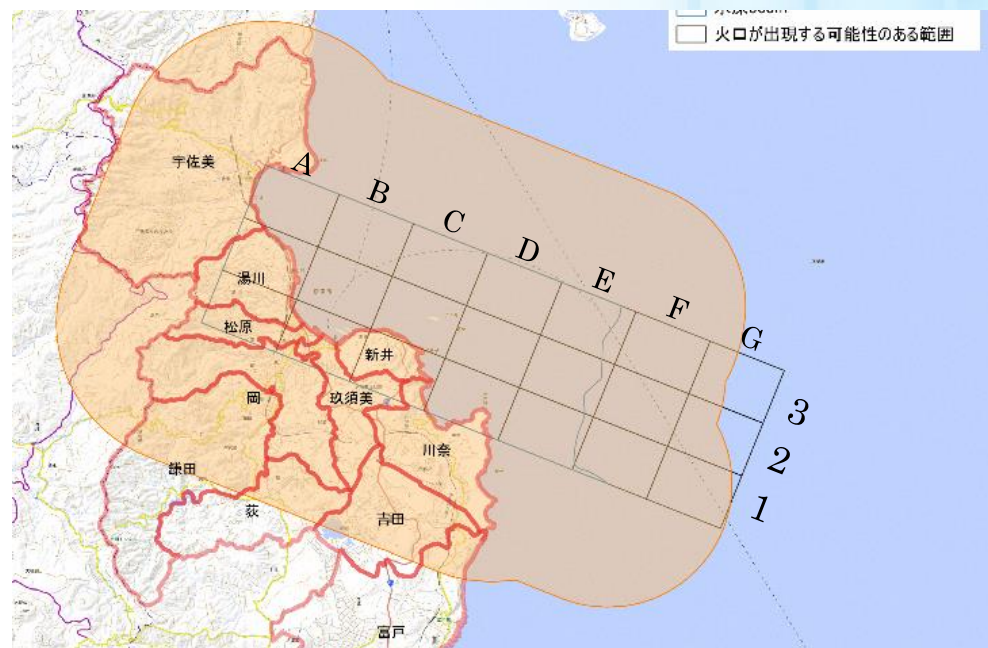
計11区

【避難者数概算】
約46,000人(R4)

【市内避難】
不可能
東部地域相互応援協定に基
づき隣接市町への受入を依
頼した上で避難計画に反映

【主な避難手段】
自家用車、公共交通機関(バ
ス・鉄道)

広域避難計画の概要



火口の出現が予想される区域内を21のブロックに分割、横軸にアルファベット・縦軸に数字を割り当てる。

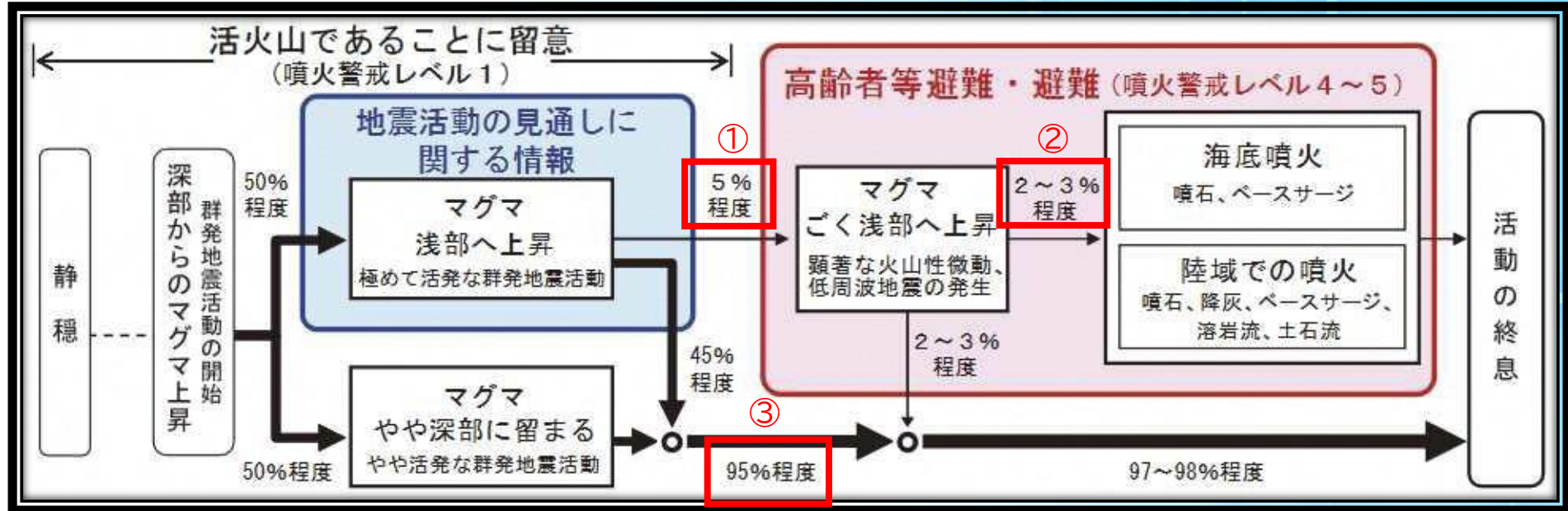
「想定火口域呼称」は上記ブロック番号を7つに分けて分類したもので、噴火警報発表時に噴火が予想される地区を示すために使われる。

正確に位置が絞り込めていない場合、全域で発表する可能性もあるため、避難計画は基本的に全域を対象とする。

想定火口域呼称・ブロック番号	噴火影響範囲内の避難対象地区	避難者数
①宇佐美沿岸地域 A3	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡	29,197
②伊東白石付近 A1,A2	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、荻	43,020
③伊東港付近 B1,C1	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、吉田、荻、富戸	46,152
④伊東沖 B2,B3,C2,C3	宇佐美、湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田、川奈、吉田	41,909
⑤川奈崎付近 D1,E1	松原、玖須美、新井、岡、川奈、吉田、荻、富戸	32,139
⑥川奈崎沖 D2,D3,E2,E3	玖須美、新井、川奈、吉田	17,706
⑦川奈東沖 F1,F2	川奈	6,626

広域避難計画の概要

◆想定されるシナリオ



群発地震が100回発生すると仮定して、

- ① 噴火警戒レベル4 発表に至るのが5回程度、
- ② 噴火警戒レベル5 発表及び噴火発生に至るのが2~3回程度
- ③ つまり 95%程度は避難に至らず終息する見込み

噴火警戒 レベル	発表される情報	想定継続 時間	対応
レベル5	噴火速報	—	●緊急安全確保発令
	(避難指示)	約48時間	●一般住民(自家用車有り)避難開始
レベル4	(高齢者等避難)	約24時間	●避難行動要支援者避難開始 ●一般住民(自家用車無し)避難開始
レベル1	火山の状況に関する 解説情報(臨時)	約24時間	●観光客等避難(帰宅)開始
	火山の状況に関する 解説情報	数日程度	・噴火に関する注意喚起
	伊豆東部の地震活動に 関する見通し情報	数日程度	・地震に関する注意喚起

広域避難計画の概要

◆避難計画の方針

- ・ 自家用車による他市町への広域避難を基本とする
- ・ 自家用車を持たない住民等は公共交通機関を利用（乗り合いを推奨）
- ・ 噴火影響範囲内の行政区ごとに避難先市町を割当て
- ・ 各市町の受入可能人数及び経由所は「原子力災害広域避難計画」から流用
- ・ レベル4 → 一般住民(自家用車無し)・避難行動要支援者＋支援者の避難開始
- ・ レベル5 → 一般住民(自家用車有り)の避難開始
- ・ 市内避難所は噴火影響範囲外住民等の避難先（地震、降灰等）とする

◆避難先市町の選定について

- ・ 避難者数が**原発避難の受入可能数を超えないこと**
- ・ 避難者への負担を考え、近隣市町を優先
- ・ 鉄道避難において乗換が少なくなるよう、沿線市町を優先
- ・ 行政区の人口によっては2分割し別々の市町へ割当て

広域避難計画の概要

◆避難者の動き

避難者の区分	行動開始 タイミング	行動
観光客等	解説情報(臨時)	各々の来訪手段で噴火影響範囲外に出るか、帰宅する
避難行動要支援者 (支援者の自家用車：無)	レベル4	支援者と共に公共交通機関で計画に記載する駅（受入先市町ごと指定）まで移動し、その後避難所への直通バスに乗車する
避難行動要支援者 (支援者の自家用車：有)	レベル4	支援者の自家用車で受入先市町の避難経由所に向かい、行先の避難所について案内を受ける
一般住民 (自家用車：無)	レベル4	公共交通機関で計画に記載する駅まで移動し、避難所への直通バスに乗車する
一般住民 (自家用車：有)	レベル5	自家用車で受入先市町の避難経由所に向かい、行先の避難所について案内を受ける

広域避難計画の概要

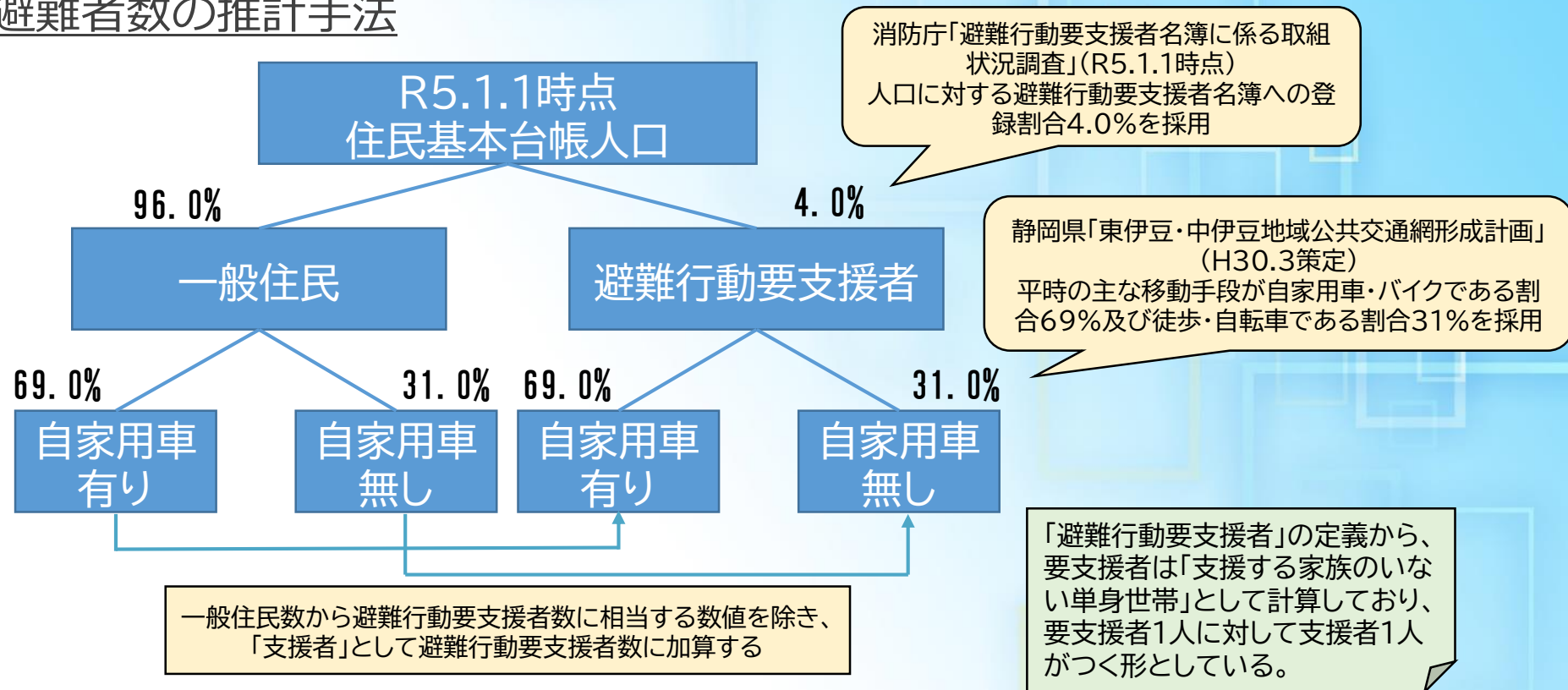
◆避難先市町の割当て・避難経由所

避難対象地区	避難者数		避難先市町	受入可能数	避難経由所
宇佐美①	3,018		熱海市	3,948	姫の沢公園スポーツ広場駐車場
宇佐美②	5,844		伊豆の国市	6,434	旧スポーツワールド
湯川	1,902		函南町	2,087	かななみスポーツ公園
松原	2,818		長泉町	4,140	長泉町健康づくりセンター
玖須美	7,483	14,109	沼津市	18,761	愛鷹広域公園
川奈	6,626				
新井	760		伊豆市	1,481	狩野川記念公園
岡	7,372		富士市	20,792	富士川緑地公園
鎌田	3,249		三島市	6,730	南二日町広場
吉田①	1,341		東伊豆町	2,054	町立体育センター
吉田②	1,496		河津町	1,669	河津バガテル公園第2駐車場
荻	3,948		下田市	4,335	道の駅「開国下田みなと」
富戸	295		(市内)	-	

※親戚・知人宅・宿泊施設等への避難を考慮せず人口ベースで試算しているため、実際はこれよりも少なくなる想定

広域避難計画の概要

◆避難者数の推計手法



◆区分ごとの避難開始タイミング（参考）

区分		避難手段	レベル4	レベル5
一般住民	自家用車無し	公共交通機関(バス、鉄道)	避難開始	
	自家用車有り	自家用車(乗り合い含む)	(避難準備)	避難開始
避難行動要支援者 + 支援者	自家用車無し	公共交通機関(バス、鉄道)	避難開始	
	自家用車有り	自家用車(乗り合い含む)	避難開始	

広域避難計画の概要

◆ レベル毎の避難者数の概算

避難対象地区	避難者数 (レベル4)		避難者数 (レベル5)		避難者数 (合計)	避難先市町
宇佐美①	1,102		1,916		3,018	熱海市
宇佐美②	2,135		3,709		5,844	伊豆の国市
湯川	694		1,208		1,902	函南町
松原	1,029		1,789		2,818	長泉町
玖須美	2,732	5,152	4,751	8,957	14,109	沼津市
川奈	2,420		4,206			
新井	277		483		760	伊豆市
岡	2,692		4,680		7,372	富士市
鎌田	1,187		2,062		3,249	三島市
吉田①	490		851		1,341	東伊豆町
吉田②	547		949		1,496	河津町
荻	1,442		2,506		3,948	下田市

広域避難計画の概要

◆避難シミュレーションの結果（噴火警戒レベル4）

避難対象地区	鉄道避難者		自家用車避難者		自家用車台数		避難先市町
宇佐美①	936		166		83		熱海市
宇佐美②	1,811		324		162		伊豆の国市
湯川	590		104		52		函南町
松原	873		156		78		長泉町
玖須美	2,318	4,372	412	778	206	389	沼津市
川奈	2,054		366		183		
新井	235		42		21		伊豆市
岡	2,286		408		204		富士市
鎌田	1,007		180		90		三島市
吉田①	416		74		37		東伊豆町
吉田②	465		82		41		河津町
荻	1,224		218		109		下田市

広域避難計画の概要

◆避難シミュレーションの結果（噴火警戒レベル5）

避難対象地区	自家用車避難者		自家用車台数		避難完了時間	避難先市町
宇佐美①	1,916		1,057		2:27	熱海市
宇佐美②	3,709		1,921		9:59	伊豆の国市
湯川	1,208		682		10:11	函南町
松原	1,789		1,141		28:51	長泉町
玖須美	4,751	8,957	2,324	4,429	32:20	沼津市
川奈	4,206		2,105		24:32	
新井	483		280		11:27	伊豆市
岡	4,680		2,662		29:38	富士市
鎌田	2,062		1,204		24:33	三島市
吉田①	851		441		11:04	東伊豆町
吉田②	949		423		11:18	河津町
荻	2,506		1,230		4:22	下田市

【シミュレーション条件】

・噴火警戒レベル5発表で一斉に自家用車による避難開始

・避難経路は緊急輸送路・緊急輸送ルートに限定(迂回を考慮しない)

・各経路には平常時の交通量(H27交通センサス)があることを想定

・避難経路は各避難対象地区の主要な位置から避難先市町の役場前の通りまでと仮定

・避難完了時間は「避難開始から計測して最後の1台が経路終点を通過する時間」とする

広域避難計画の公表ページ

◆広域避難計画の公表ページ

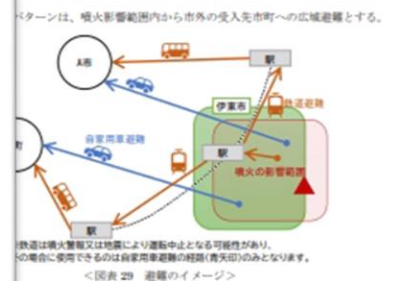
https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kikitaisakuka/bosai_anzen/6/12564.html



伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画



令和6年2月
伊豆東部火山群防災協議会



ら発表される噴火警戒レベル等の火山防災情報に基づき、避難情報される火山防災情報に対し市が発令する避難情報等については、図表 30 のと

図表 30 火山防災情報に対し市が発令する避難情報等

避難情報	市が発令する避難情報等
一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し 地震に関する注意喚起	
一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し 火山噴火に関する注意喚起	
観光客等に対する避難(帰宅)指示	
一般住民(自家用車無し)、避難行動要支援者及び 避難支援者に対する避難指示	
一般住民(自家用車有り)に対する避難指示	
緊急安全確保	

情報に注意し、現状を正確に把握するとともに、速やかな安全の確保のた
状況」を想定し準備をしてください。



図表 14 松原地区 避難経路(全体)

伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画 (概要版)



令和6年2月

伊豆東部火山群防災協議会

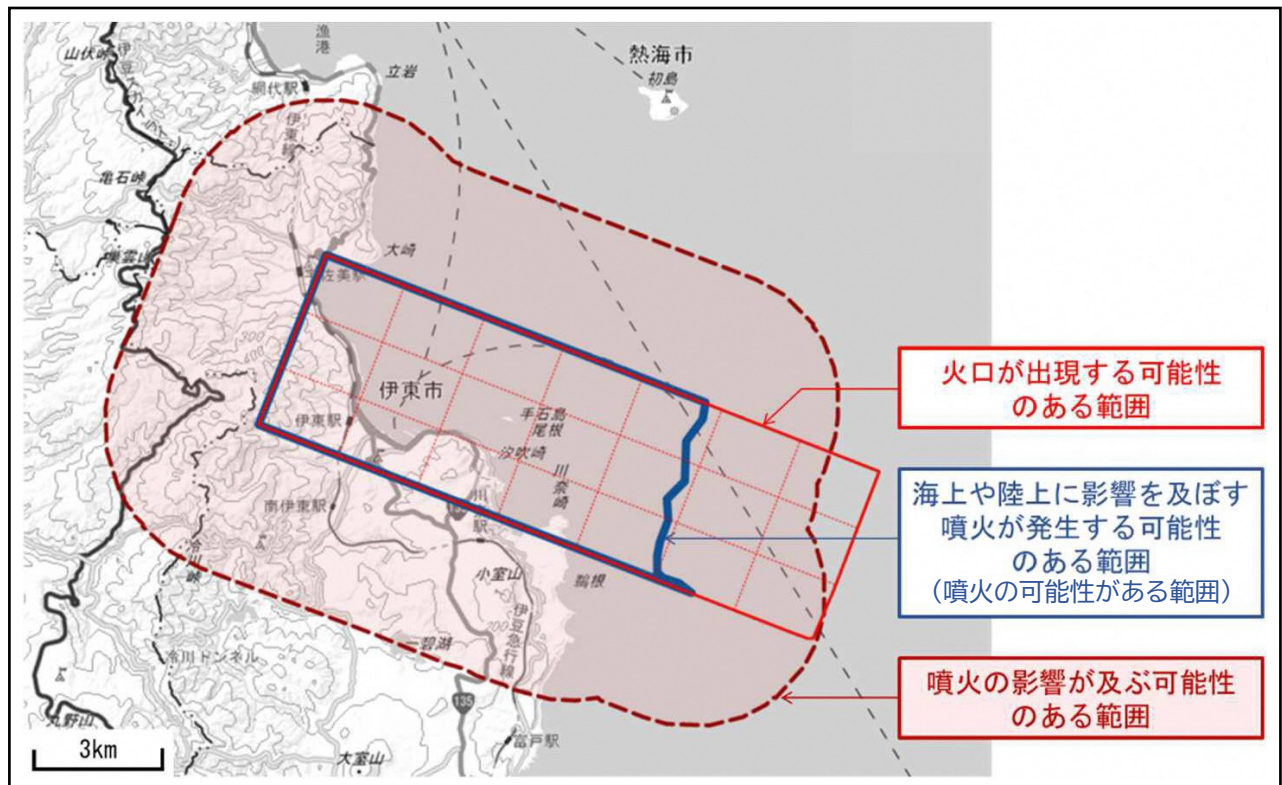
1 計画策定の経緯

平成 27 年度策定の「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」は、避難を要する範囲を「噴火の可能性がある範囲」(※1) の周囲から 2.0km (噴火影響範囲) とし、対象となる地区の住民を徒歩で噴火影響範囲から脱出させる方針の計画であった。

その後、国の「火山防災マップ作成指針」に基づき噴火影響範囲を見直すこととなり、平成 30 年 10 月開催の伊豆東部火山群防災協議会において、噴火影響範囲を噴火の可能性がある範囲の周囲から陸域 3.5km (過去の噴火で伊東市内において火口から 3.5km 地点まで飛んだ大きな噴石が発見されたことによる(※2))、海域 3.0km (ベースサージ(※3)の影響範囲) とすることが承認された。

このことにより、伊東市内における避難対象者数は大幅に増加し、また従前の徒歩による市内避難が困難になったことから、自家用車や公共交通機関により他市町に避難する本計画を新たに策定するに至った。

本計画では、本市における広域避難の想定と、広域避難に伴い必要となる対応について定めている。



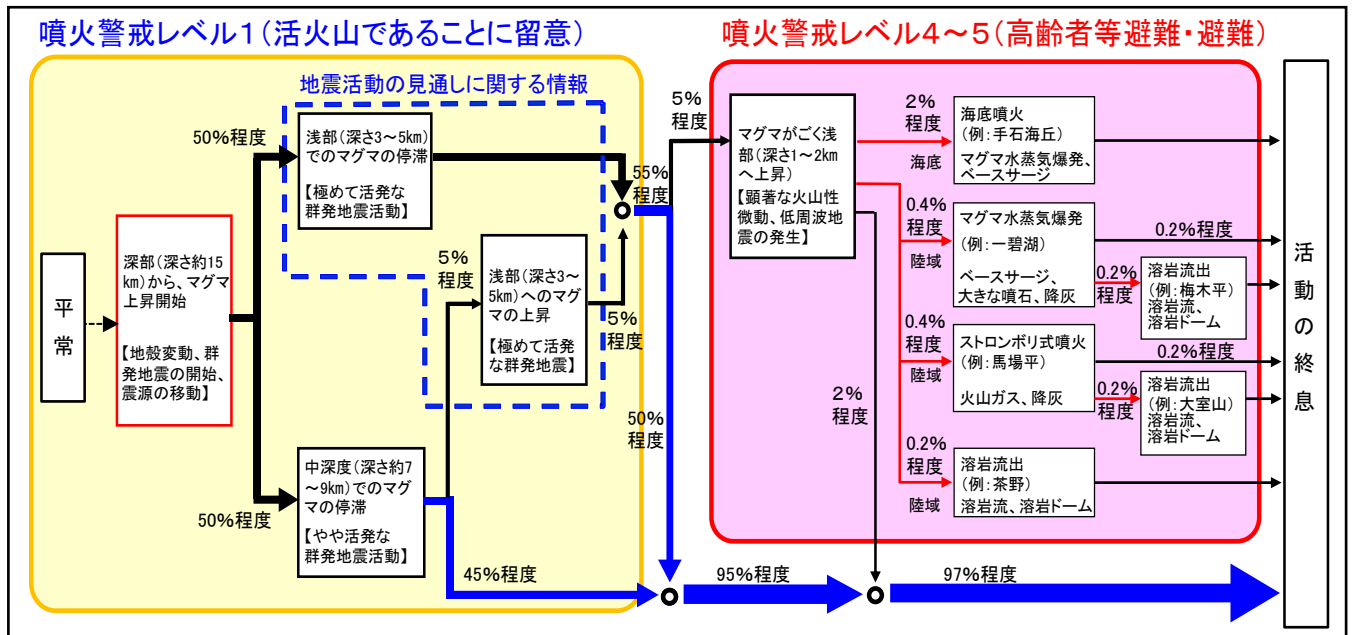
<図表 1 伊豆東部火山群の「火口が出現する可能性のある範囲」と噴火影響範囲等>

(静岡県・伊豆東部火山群の火山防災対策検討会, 2011 ; 伊豆東部火山群防災協議会, 2018 をもとに作成)

- ※1 昭和 53 年以降に発生した、マグマ貫入によるものと考えられる群発地震の震源域から特定される、火口が出現することが予想される範囲
- ※2 「大きな噴石」は、計算上は直径 1.5m のものが最大で 3.5km ほど飛ぶとされている。
- ※3 陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した際に、岩片や火山灰混じりの噴煙が水面上を環状に広がる(衝撃波)現象である。巻き込まれると建物は破壊され、人は死傷することもある。

2 想定される噴火シナリオ

伊豆東部火山群は特殊な活火山（単成火山）であり、例えば富士山のような一般的にイメージされる火山（複成火山）とは、山体の有無、噴火に至るまでに観測される現象、発表される火山防災情報の基準といった様々な違いがある。特に伊豆東部火山群における噴火警戒レベルの運用については、平常時のレベル1からいきなり噴火警戒レベル4又は5に上昇することとなっている（噴火が発生するまで主たる山体が存在しないため、「火口周辺規制」「入山規制」に該当する範囲が無い。なお、噴火後つまり山体が発生した後に活動が終息していく際にはレベル2又は3が発表されることがある）ため、避難計画においてはそのことを前提に置く必要がある。



<図表 2 伊豆東部火山群で予想される活動推移（伊東市地域防災計画火山対策編より）>

図表 2 は、伊豆東部火山群で予想される火山活動の推移を、段階ごとにどちらに進むかの確率を添えてフロー化したものである。この図によれば、活動期間ごとに区切られる一連の群発地震（※4）が100セット発生したとして、噴火警戒（噴火警戒レベル4以上）の発表に至る確率はそのうち5回程度、実際に噴火が発生する確率は3回程度、そのうちの2回が海底噴火、残りの1回は陸域での噴火というように定義される。

※4 例えば、平成元年に発生した噴火の場合、活動期間は平成元年6月30日から同年9月6日までと定められている。

3 気象庁から発表される情報

前述の噴火シナリオにおいて、噴火発生までの各段階で気象庁から発表される主な情報は以下の(1)～(4)である。なお、避難計画における住民避難等のトリガーは「気象庁からの情報発表」であり、その具体的な基準については計画本編にも記載していない。

(1) 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報（見通し情報）

地震活動が活発化してきた際に発表される情報。

(2) 火山の状況に関する解説情報（解説情報）

活発な地震活動の中で、噴火警報の基準には達していないものの、マグマの貫入等、火山活動に変化が見られた際に発表される情報。

(3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）（解説情報（臨時））

噴火警報の基準には達していないものの、(2)の解説情報よりも状況が悪化し、噴火警報の可能性がより高まった際に発表される情報。

(4) 噴火警報

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生するおそれがある際に発表される情報。噴火警戒レベル4は「高齢者等避難」に相当し、レベル5は「避難」に相当する。

4 避難計画で想定するケース

住民等をスムーズに避難させるには、「どの段階において」「どのような人に」「どのような行動をさせるか」を明確に定めた計画が必要である。そのため、本計画ではあらかじめ気象庁から各防災情報が発表されるタイミングを想定しておき、それに沿って避難情報の発令をはじめとした様々な対応を定める形としている。計画本編では噴火に至らず活動が終息するケース（ケース 1、2 A、2 B、2 C）（※5）や、想定よりも早く事態が悪化するケース（3 B、3 C）（※6）についても言及し（計画本編 16 ページ図表 11）、可能な範囲で対応を定めているが、メインで想定しているのは以下に示すケース 3 A である。

＜図表 3 計画で想定する「ケース 3 A」（ケース一覧表より抜粋）＞

ケース名	概要	想定される事象
ケース 3 A	見通し情報→解説情報→解説情報（臨時）→噴火警戒レベル 4→噴火警戒レベル 5→噴火 ※想定時間通り	「見通し情報」が発表される程度の活発な群発地震の発生後「解説情報」や「解説情報（臨時）」の発表を経て「噴火警戒レベル 4」が発表され、その後「噴火警戒レベル 5」が発表され噴火

＜図表 4 発表される情報に対応した噴火発生までの想定継続時間＞

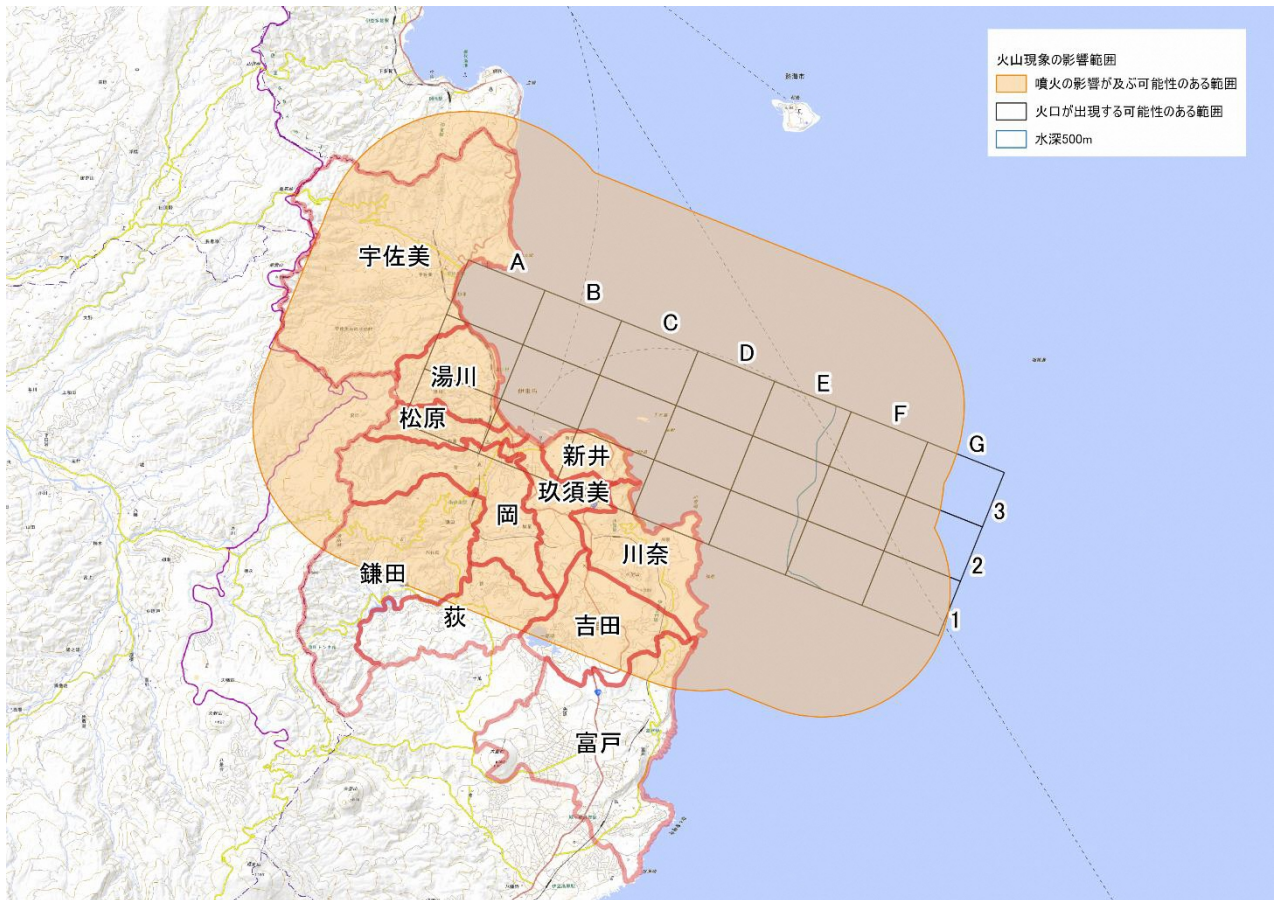
防災情報等	噴火発生までの 想定継続時間
見通し情報	数日程度
解説情報	数日程度
解説情報（臨時）	約 96 時間
噴火警戒レベル 4	約 72 時間
噴火警戒レベル 5	約 48 時間

平成元年に発生した海底噴火を基に気象庁が各情報の発表基準を定めていることに基づき、各情報の発表から噴火発生までの時間は、図表 4 のとおり想定している。避難計画の作成に当たっては、この想定に基づいた避難シミュレーションを行い、住民等の避難が噴火発生までに完了することを確認している。

- ※5 ケース 1 は見通し情報のみ、ケース 2 A は見通し情報から解説情報又は解説情報（臨時）発表まで、ケース 2 B は 2 A に加えて噴火警戒レベル 4 まで、ケース 2 C は 2 B に加えて噴火警戒レベル 5 まで発表されるものの、いずれも噴火に至らず活動が終息するパターンを想定している。
- ※6 ケース 3 B は噴火警報発表後に急速に事態が悪化し、計画で想定している約 72 時間を経過しないまま噴火が発生することを、ケース 3 C は当初から急速に事態が悪化し、解説情報（臨時）の後噴火警報が発表される前に噴火が発生することを想定している。

5 避難対象地区と避難者数

噴火影響範囲は、火口が出現する可能性のある範囲から陸域 3.5 k m、海域 3.0 k m と定義されている。これを地図に落とし込むと、以下の図表 5 のようになる。



＜図表 5 火口が出現する可能性のある範囲のブロック分けと避難対象地区＞

避難対象となる地区は、最大で地図上の影響範囲に含まれている 11 行政区だが、避難情報発令時に気象庁が火口出現地点をある程度絞り込めていた場合はこれよりも範囲は小さくなる。詳細については計画本編の 20 ページから 24 ページを参照。なお、本計画においては火口出現地点を絞り込めていない＝影響範囲全域を避難対象とする場合を想定している。

<図表 6 避難対象地区別避難対象者数・世帯数>

避難対象地区	人数			世帯数		
	総数 〔人〕	一般住民 〔人〕	避難行動 要支援者 〔人〕	総数 〔世帯〕	一般住民 〔世帯〕	避難行動 要支援者 〔世帯〕
宇佐美	8,862	8,507	355	4,657	4,302	355
湯川	1,902	1,826	76	1,065	989	76
松原	2,818	2,705	113	1,767	1,654	113
玖須美	7,483	7,184	299	3,667	3,368	299
新井	760	730	30	435	405	30
岡	7,372	7,077	295	4,153	3,858	295
鎌田	3,249	3,119	130	1,875	1,745	130
川奈	6,626	6,361	265	3,315	3,050	265
吉田	2,837	2,723	114	1,365	1,251	114
荻	3,948	3,790	158	1,940	1,782	158
富戸	295	283	12	117	105	12
合計	46,152	44,305	1,847	24,356	22,509	1,847

※ 吉田は全数からイトーピアA地区（636人・438世帯）を除外、荻区は全数から辰新田及び城ノ木戸（計 1,785人・923世帯）を除外、富戸は三の原のみ該当

※ 避難行動要支援者は単身世帯（支援する同居者がいない）であることを想定しているため、人数＝世帯数となっている。

各避難対象地区の人口と一般住民、避難行動要支援者の内訳及び世帯数については図表6のとおり。人口及び世帯数については令和5年1月1日時点の住民基本台帳登録者数、その内避難行動要支援者数は消防庁調査の「伊東市避難行動要支援者名簿登録人口割合」より4.0%を採用し、算出した。また、一部の避難対象地区にて噴火影響範囲内に含まれない町内等は除外している。

<図表 7 日中平均観光客数（避難対象のみ抜粋）>

区分	行政区	避難対象地区別の 休日の日中平均 観光客数 〔人〕
避難対象	宇佐美	229
	湯川	5,510
	松原	8,125
	玖須美	3,162
	新井	414
	岡	21,259
	鎌田	2,100
	川奈	1,075
	吉田	3,054
	荻	13
	富戸	6,102
	小計	51,043

また、避難対象となる観光客数の概算については、統計上で年間最も観光客数が多いという結果が

出ている 12 月の、休日における市内観光客数を基に、宿泊容量メッシュを活用し算出した（伊東市のような温泉観光都市を訪れる観光客の分布は、地区ごとの宿泊容量に相関があるという調査結果による）各地区の分布に基づく。算出結果は図表 7 のとおりである。図表 6 及び 7 の数値は、避難シミュレーションに使用した。

6 避難先と避難手段

避難対象者数が、本市内の噴火影響範囲外にある指定避難所の受入可能人数を超過することから市内避難は困難であるため、市外への広域避難を行う。自家用車での広域避難に当たっては、住民等が受入先市町の地理に詳しくないことやスムーズに避難所までの誘導を行えることを考慮し、「避難経由所」を設定し、そこで行先の避難所について案内を受ける又は避難経由所に自家用車を駐車し、バスによるピストン輸送により避難所まで移動することを想定する。また、公共交通機関での広域避難に当たっては、避難開始駅まで徒歩やバス等を利用して鉄道に乗り、そこから本市が指定する鉄道駅まで向かった後、避難所行のバス（県に手配を依頼）に乗りすることを想定する。避難対象者の区分と避難手段の詳細については、次ページの図表 10 にまとめる。

気象庁から「噴火警戒レベル 4」が発表された後、市は避難対象地区別にあらかじめ指定した受入先市町に避難者の受入れを依頼する。なお、各市町との避難者受入に係る調整は完了している。

避難対象地区と受入先市町及び避難経由所と鉄道駅の対応は以下の図表 8 のとおり。

＜図表 8 避難対象地区と避難先及び避難経由所＞

避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先 (受入先市町)	避難経由所	鉄道駅
宇佐美	8,862	熱海市	姫の沢スポーツ広場駐車場	熱海駅
		伊豆の国市	旧スポーツワールド	伊豆長岡駅
湯川	1,902	函南町	かなみスポーツ公園	函南駅
松原	2,818	長泉町	長泉町健康づくりセンター	三島駅 北口
玖須美	7,483	沼津市	愛鷹広域公園	沼津駅
川奈	6,626			
新井	760	伊豆市	無し（狩野ドームに直接避難）	修善寺駅
岡	7,372	富士市	富士川緑地公園	富士駅
			富士総合運動公園	
鎌田	3,249	三島市	南二日町広場	三島駅 南口
吉田	2,837	東伊豆町	町立体育センター	伊豆稲取駅
		河津町	河津バガテル公園第 2 駐車場	河津駅
荻	3,948	下田市	道の駅「開国下田みなと」	伊豆急下田駅
富戸	295	(伊東市内)	無し（富戸小学校に直接避難）	－

避難経由所までの避難経路については、群発地震による道路被害発生の可能性を考慮し、国道・県道等の主要道路であり、かつ被害発生時に優先して復旧することとされている県の緊急輸送ルート（道路啓開検討会）又は緊急輸送路を活用し設定した。経路一覧は計画本編 40 ページから 48 ページ図表 39～44 に掲載している。なお、避難経路が 3 パターン設定されているのは、噴火警報発表

時に火口の出現が予想される範囲が絞り込めていない場合と、北寄りの場合、南寄りの場合で一部避難対象地区の避難経路を「危険な場所に向かわない形」に変更する必要があることによる。

また、宇佐美区、岡区、吉田区については、避難先等を選定する過程で地区を以下図表 9 のとおり分割した。岡区の受入先市町は同じ富士市だが行先の避難経路所が異なる。

<図表 9 宇佐美・岡・吉田の地区分割>

避難対象地区	分割後の避難対象地区	避難対象者数 [人]	避難先 (受入先市町)	含まれる町内
宇佐美	宇佐美 a	3,016	熱海市	初津、八幡、城宿、留田、白波台、南熱海グリーンヒル
	宇佐美 b	5,846	伊豆の国市	桑原、山田、阿原田、峰、中里、塩木道、り山峡、海峰苑、みのりの村、巢雲台、天乙平、千年松別荘
岡	岡 a	4,377	富士市	岡広町、寿町、宝町、幸町、桜木町、弥生町、末広町、広野、竹の台、音無町、湯田町、瓶山、馬場町、大原 1 丁目（住所が住居表示の地区）
	岡 b	2,995		岡（住所が番地表示の地区）
吉田	吉田 a	1,501	東伊豆町	新町、一碧湖町、サザンクロス、小室山、イトーピア一碧 B 地区、五毛平
	吉田 b	1,336	河津町	登町、仲町、四軒町、伝馬町

避難者の区分と避難手段については図表 10 のとおり。

<図表 10 避難手段一覧>

区分	自家用車有無	避難手段
一般住民	有り	自家用車（自家用車の乗合いを含む）で避難経路所に直接向かい、避難経路所で案内された避難所まで自家用車又はバスで移動
	無し	避難開始駅（伊東駅又は伊豆高原駅）まで徒歩又はバス等で移動し、受入先市町の指定する駅まで鉄道で移動した後、避難所行きの専用バス（県に手配を依頼）に乗車
避難行動要支援者	有り	避難支援者の自家用車（避難支援者が自家用車有りの場合）で避難経路所に直接向かい、避難経路所で案内された避難所まで自家用車又はバスで移動
	無し	避難支援者と共に避難開始駅（伊東駅又は伊豆高原駅）まで徒歩又は路線バス等で移動し、受入先市町の指定する駅まで鉄道で移動した後、避難所行きの専用バス（県に手配を依頼）に乗車
観光客等	有り	自家用車（レンタカー、自動二輪車、観光バス等の自動車を含む）で噴火影響範囲外に出る
	無し	公共交通機関（鉄道、路線バス等）で噴火影響範囲外に出る

7 住民等避難に係る市の対応

「3 気象庁から発表される情報」と前項の避難者区分及び避難手段に基づき、伊東市が行う避難発令等の対応は以下図表 11 のとおり。

<図表 11 火山防災情報に対し市が発令する避難情報等>



火山防災情報	市の対応
見通し情報	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し地震に関する注意喚起
解説情報	・一般住民、避難行動要支援者及び観光客等に対し火山噴火に関する注意喚起
解説情報（臨時）	・観光客等に対する避難（帰宅）指示 ・一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル 4	・一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対する避難指示 ・一般住民（自家用車有り）に対する避難準備の呼びかけ
噴火警戒レベル 5	・一般住民（自家用車有り）に対する避難指示
噴火速報	・緊急安全確保

避難開始タイミングを上表のように設定した根拠としては、まず噴火警戒レベル 4 が「高齢者等避難」に相当する情報であることから、避難行動要支援者及び支援者を避難させる必要があることと、自家用車を持たない住民等の避難の要となる鉄道は噴火警戒レベル 4 発表時点から運転中止に向かい、噴火警戒レベル 5 に達すると完全に運転中止となる（震度 5 弱以上の地震発生をはじめ、噴火警戒レベル 4 の内に運転中止となる可能性もある）ことから、健常者であっても噴火警戒レベル 4 の内に避難を完了させる必要があることから、噴火警戒レベル 4 においては避難行動要支援者とその支援者に加え、自家用車を持たない一般住民にも避難指示を発令することとした。

噴火警戒レベル 5 については「避難」に相当する情報であり、噴火影響範囲内の住民等については全員が避難する必要があることから、残りの自家用車を持っている一般住民に避難指示を発令することとした。

また、住民等と観光客等が同時に避難を開始した場合、市内で発生する渋滞により噴火発生前に避難（噴火影響範囲外への脱出）を完了できない可能性があることから、噴火警戒レベル 4 の前段階として発表される解説情報（臨時）をトリガーとして、観光客等に対する避難（帰宅）指示を発令することとした。

なお、想定よりも早く事態が悪化するケース 3 B、3 C への対応として、住民等の避難が完了しない内に噴火が発生し噴火速報が発表された際には「緊急安全確保」を発令することも計画内に定めている。

8 伊東市の体制

市は、噴火時等において、伊豆東部火山群の火山の活動状況に応じた防災態勢をとり、避難情報発令等の防災対応に当たる。火山の活動状況に応じた市の体制、対応等は、以下のとおりとする。

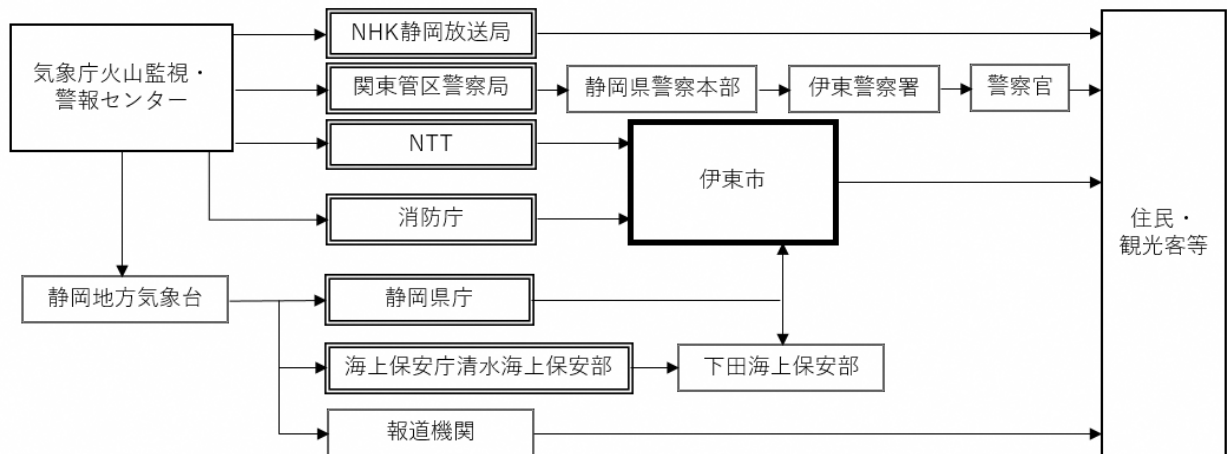
下記の対応の実施に当たっては、観光施設や宿泊施設、保育園・幼稚園・学校等とも連携し、適宜情報共有等を行う。

＜図表 12 伊東市の体制＞

発表される情報等	態勢等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル 1 (異常現象発生時※)	・ 事前配備態勢	・ 情報収集、発信
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 見通し情報	・ 事前配備態勢又は 第一次配備態勢	・ 関係機関等への説明 ・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等 に対し地震に関する注意喚起 ・ 避難に向けた準備（受入先市町との情報共有）
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 解説情報		・ 一般住民、避難行動要支援者及び観光客等 に対し火山噴火に関する注意喚起
・ 噴火警戒レベル 1 ・ 解説情報（臨時）	・ 第一次配備態勢	・ 観光客等に対し避難（帰宅）指示発令 ・ 災害対策本部設置場所の検討 ・ 関係機関等への支援依頼 ・ 住民等に対し避難準備を呼びかけ ・ 道路・鉄道・海上交通規制
・ 噴火警戒レベル 4	・ 第二次配備態勢	・ 一般住民（自家用車無し）、避難行動要支援者及び避難支援者に対し避難指示発令 ・ 災害対策本部設置 ・ 避難対象地区設定 ・ 避難対象地区別避難に向けた準備 ・ 避難誘導 ・ 受入先市町へ避難者受入れ依頼 ・ 情報収集、発信 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 災害対策本部機能移転
・ 噴火警戒レベル 5	・ 第三次配備態勢	・ 一般住民（自家用車有り）に対し避難指示発令 ・ 警戒区域の設定 ・ 噴火後の対応について検討

※ ここでの「異常現象発生」とは、「見通し情報の発表に至らない程度の群発地震発生」等の、情報発表前に確認される顕著な現象の発生を想定する。

また、伊東市の情報収集・伝達体制については図表 13 のとおり。



<図表 13 伊東市への噴火警報等の伝達系統図>

市は、上図に基づき収集した情報を以下に示す複数の手段を用いて住民等へ連絡伝達する。

- ・防災行政無線（同報無線）
- ・市広報車による広報
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ・県防災アプリ
- ・市ホームページ、観光協会ホームページ
- ・テレビ放送
- ・ラジオ（緊急告知ラジオ）放送
- ・ケーブルテレビテロップ
- ・テレビプッシュサービス
- ・Facebook、X（旧 Twitter）、LINE 等の SNS
- ・登録制メール配信サービス
- ・消防署、消防団、警察署による広報
- ・宿泊施設及び観光施設での広報

広報タイミングや内容についての詳細は計画本編 29 ページから 31 ページ図表 26、27 を参照。

また、報道対応については報道担当者を置き、各機関との連携・情報共有を図ることとする。

- ・災害対策本部設置前：危機対策課が対応する。
- ・災害対策本部設置後：情報発表責任者を災害対策本部長(市長)とし、秘書広報班が対応する。

報道機関には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、前述の風評被害を防止する観点から、正確な救助活動状況や被害情報についての報道を依頼する。

また市は、県と協力し、地元報道機関以外の報道機関に対しても、観光客等の避難（帰宅）指示に関する報道を依頼する。

流言、デマ、風評被害等は情報不足からも発生するため、地震の被害状況、協議会（コアグループ会議）の協議内容、災害対策本部会議の決定事項等の公表できる情報については、定期的に記者会見を開き、積極的な情報提供に努める。

9 伊豆東部火山群防災協議会の体制

協議会は、噴火時等においては、伊豆東部火山群の活動状況に応じて市への助言を行うこととし、発表される情報等に応じた協議会の対応等は、図表 14 のとおりとする。

なお、協議会において決定した事項等については、市及び県のホームページ等を活用し、公表を行う。

＜図表 14 協議会の体制＞

発表される情報等	対応の概要
・ 噴火警戒レベル 1 (異常現象発生時)	・ コアグループ会議招集の検討
・ 見通し情報 ・ 解説情報	・ コアグループ会議招集 ・ レベル引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 解説情報 (臨時)	・ 協議会の招集 ・ 「レベル 4」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認
・ 噴火警戒レベル 4	・ 「レベル 5」への引上げ時期に関する情報の収集・対応の確認 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言
・ 噴火警戒レベル 5	・ 火山活動推移に関する情報の収集 ・ 災害対策本部の意思決定に対する助言・提言 ・ 火山活動終息時期等に関する情報の収集・対応の検討

協議会の事務局は伊東市であるが、避難対応等により市が事務局業務をすることが困難な場合は、県が事務局を代行する。

また、協議会の招集場所については噴火の影響を受けずに安全が確保できる場所で、かつ市、県及び国の現地対策本部等と効率的な連携が可能な場所を状況に応じて選定することとし、オンラインによる参加も可能とする等、柔軟に対応する。

10 市内避難所の活用について

避難所は、原則、受入先市町の指定避難所とし、市内での避難となる富戸地区は、伊東市の指定避難所である富戸小学校とする。また、噴火影響範囲外の地区において地震や降灰後の土石流等で被害を受け、避難が必要となった住民等については噴火影響範囲外の市内避難所で受け入れることとする。噴火影響範囲外の市内避難所については、図表 15 のとおりである。

＜図表 15 噴火影響範囲外の市内避難所一覧＞

避難所名称	所在地	避難可能人数	避難所名称	所在地	避難可能人数
富戸小学校	富戸 1203-1	200	旧伊東高校城ヶ崎分校	八幡野 1120	840
老人憩の家城ヶ崎荘	富戸 911-115	80	八幡野幼稚園	八幡野 1189-55	90
富戸幼稚園	富戸 594	70	八幡野コミュニティセンター	八幡野 1189-172	180
富戸コミュニティセンター	富戸 594	160	池小学校	池 477-2	210
十足延命館	十足 536-1	10	池幼稚園	池 469-4	30
十足公民館	十足 595-1	30	生涯学習センター池会館	池 475-2	70
八幡野小学校	八幡野 976-1	340	生涯学習センター赤沢会館	赤沢 60-1	70
対島中学校	八幡野 1128-3	380			

11 避難所の開設・運営について

市は、「噴火警戒レベル4」発表後、避難所等の開設及び初動期の避難所運営の補助を受入先市町に依頼する。「噴火警戒レベル4」発表から24時間以内を目安に市職員（支部職員66人）を各受入先市町に振り分け派遣することとするが、派遣人数については、各受入先市町の避難所開設状況に大きく依存するため本計画内では定めず、柔軟な対応をとる。

「噴火警戒レベル5」発表後は避難対象地区に居住する、支部職員を除く市職員についても、避難対象地区ごとに定められた受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所運営の補助を行う。

また、避難所における物資・食料の調達については、原則、伊東市が準備する（避難者が調達する、市が調達する）こととし、受入先市町であらためて備蓄する必要はない。なお、初動対応時において、受入先市町の既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、その費用については、受入先市町からの請求に基づき、後日、伊東市が負担する。

12 避難後の対応（避難指示の解除基準等）について

16ページ図表11「想定されるケース」の、ケース3（A、B、C）においては噴火に至る場合、ケース2（A、B、C）においては噴火に至らないまま火山活動が終息する場合を想定しているが、噴火警報発表直後よりも想定火口域が詳細に絞り込まれ、噴火影響範囲が縮小していくことも考えられる。

本項では、噴火後又は噴火に至らない場合に避難指示を解除する基準及び対応並びに避難長期化対策、風評被害対策及び一時立入等の対応について記載する。

(1) 噴火に至った後の対応

伊豆東部火山群は、主たる山体（火口）が存在しない火山であるが、噴火に至った場合には火口が出現するため、噴火発生までは発表されなかった「噴火警戒レベル2又は3」が発表される可能性がある。

「噴火警戒レベル3以下」に引き下げられた時には、火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外の地域に対する避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討する。受入先市町から帰宅する際の移動については、広域避難時と同様に自家用車有りの避難者は自家用車で、自家用車無しの避難者は鉄道で行う。鉄道が噴火影響範囲を通過しなければならないために運転中止が継続している場合には、県が手配したバスで移動することとする。なお、いずれの移動経路も噴火影響範囲を通ることがないように徹底する。

噴火後に噴火活動が終息に向かえば、噴火影響範囲は当初の陸域3.5km、海域3.0kmから縮小されるため、時間の経過とともに噴火影響範囲も限定的になるため、避難対象地区でなくなった地区の住民に対しては避難指示を解除し、避難指示を継続する地区の住民に対しては、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

<図表 16 噴火警戒レベルと対応（噴火後に下がる場合）>

噴火警戒 レベル	キーワード	市の対応
5	避難	避難指示継続（噴火影響範囲縮小に伴う、一部避難対象地区の避難指示解除、市内避難への切り替え）
4	高齢者等避難	
3	入山規制	火口周辺の危険範囲及び噴火によって大きな被害を受けた地域以外について避難指示解除及び災害警戒区域の指定解除を検討、海域については船舶等に対する注意喚起
2	火口周辺規制	
1	活火山であることに留意	避難指示解除

(2) 噴火に至らなかった場合の対応

噴火に至らなかった場合は火口が特定できないことから「噴火警戒レベル2及び3」が発表されることはない。よって、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される「噴火警戒レベル4」以上が継続している限り、避難指示は解除しない。

その後、火山活動が終息に向かい「噴火警戒レベル1」に引き下げられた段階で全域の避難指示を解除する。

(3) 噴火影響範囲が縮小された場合の対応

噴火の有無に関わらず、観測が進むことにより噴火影響範囲が縮小され、避難対象地区外となった地区の住民に対しては避難指示を解除し、また、避難を継続する必要がある地区の住民に対しても、可能な限り広域避難から市内避難所への避難に切り替える。

受入先市町から自宅又は市内避難所への移動については、「(1) 噴火に至った後の対応」と同様とする。

13 警戒区域の指定について

噴火が発生し、又は切迫している状況の場合、住民等が立ち入ることによる人的被害を防ぐために、住民等が避難した後の避難対象地区に対して、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を設定することが重要となる。

市は、協議会から助言を受けた上で警戒区域を設定し、県、熱海市、伊豆市、伊東警察署、伊豆中央警察署、熱海警察署、各路線の道路管理者等と協力し、警戒区域の設定に伴う立入規制等を実施し、区域内の治安維持に努める。

14 今後の課題について

(1) 本計画で対応を定めていないケースについて

各ケースの想定において、本計画ではケース３Ａの想定に基づき事態が悪化し噴火に至ることとしているが、必ずしもケース３Ａのとおりに進むとは言えないため、ケース３Ｂ及び３Ｃでは、ケース３Ａよりも急速に事態が悪化することを想定している。

しかし、現在の火山学では噴火に至るまでの時間的猶予についての「最悪のケース」を事前に想定することが困難であるため、事前避難の計画策定には限界がある。

そのため、現計画においては避難完了前に噴火が発生した際の対応として、緊急安全確保の発令について定めているが、今後は「急速に事態が悪化したケース」であっても噴火発生前に避難を完了させられるような対応を検討する必要がある。

(2) 噴火影響範囲外で噴火が発生する可能性について

「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書」では、過去に発生した群発地震の震源域を基に、火口の出現する可能性のある範囲を設定している。

しかし、火山活動は自然現象であるため、今後は想定される範囲の外側に火口が出現する可能性についても言及していく必要がある。

(3) 病院・福祉施設等の避難について

本計画に基づき避難を実施する際には、病院、福祉施設といった要配慮者利用施設においても同様に利用者の避難が必要となるが、統一された基準で対応できる公立の学校園等とは異なり、民間施設における個々の対応まで本計画に記載することは困難であるため、今後は民間の要配慮者利用施設を避難促進施設に指定し、避難確保計画の作成を支援していく必要がある。

(4) 災害対策本部の移転について

市役所庁舎は噴火影響範囲内にあることから、噴火警報発表に伴い災害対策本部移転の必要性が生じる可能性がある。

市の業務継続計画において災害対策本部の代替施設とされている伊東市立門野中学校は噴火影響範囲内にあるため、今後、噴火影響範囲外の施設を新たに選定する必要がある。

(5) 降灰・小さな噴石・地震・津波・土石流等の対策について

本計画において降灰、小さな噴石、降灰後土石流、被害を伴う地震及び津波による事前避難は想定していないが、これらの現象が住家被害、人的被害、避難路の損壊等を生じさせる可能性があるため、今後は「伊豆東部火山群緊急減災対策砂防計画」策定時に得られた知見等を参考にしたり、別の新たな知見が得られた場合には、それらも参考としながら本計画に追加していく。

(6) 複合災害への対応について

本計画において複合災害への対応については定めていないが、近年大雨等による災害が多発していることから、複合災害への対応についても検討していく必要がある。